

2012年3月14日 全16頁

法律・制度 Monthly Review 2012.2

資本市場調査部制度調査課
是枝 俊悟

法律・制度の新しい動き

[要約]

- 2012年2月の法律・制度に関する主な出来事と、2月に資本市場調査部制度調査課が作成・公表したレポート等を一覧にまとめた。
- 2月は、中小企業の会計に関する検討会が「中小企業の会計に関する基本要領」を公表したこと（1日）、金融庁がバーゼルⅢを踏まえた自己資本比率に関する告示の改正案を公表したこと（7日）および政府が「社会保障・税一体改革大綱」を閣議決定したこと（17日）などが話題になった。
- 資本市場調査部制度調査課では、こうした法律・制度の改正等に関するレポートを逐次作成している。

《 目 次 》

○2月のLegal and Tax Report 一覧	2
○2月の法律・制度に関する主な出来事	3
○今月のトピック1	
「インサイダー取引規制見直しに向けたWG報告」	4
○今月のトピック2	
「バーゼルⅢ、ボルカー・ルールで増大する金利リスク」	7
○レポート要約集	11
○2月の新聞・雑誌・記事等	16
○2月の大和総研ウェブサイトコラム	16

◇2月のLegal and Tax Report 一覧

日付	レポート名	作成者	内容	枚数
1日	「バーゼル2.5」による銀行の情報開示拡充の概要 ～マーケット・リスク関連、証券化商品関連の情報開示を拡充～	金本 悠希	金融制度	P. 10
6日	売買単位の集約時期 ～2014年4月に100株と1000株に集約～	横山 淳	金融商品 取引法	P. 3
8日	法律・制度 Monthly Review 2012.1 ～法律・制度の新しい動き～	是枝 俊悟	その他法律	P. 13
	金融庁、バーゼルⅢを踏まえた告示改正案を公表 ～国内基準は現行の取扱いを維持する方向で検討中～	金本 悠希	金融制度	P. 5
9日	インサイダー取引規制見直しに向けたWG報告 ～2012年金商法改正関連シリーズ～	横山 淳	金融商品 取引法	P. 15
	カバード・ボンド、「ベイルイン」の対象外か？ ～規制上の優遇措置からカバード・ボンド市場の 更なる発展が見込まれる～	鈴木 利光	金融制度	P. 14
13日	欧州資本不足銀行、資産圧縮は23%のみ？ ～資本不足解消計画の集計結果公表（EBA）： 計画の実現可能性の審査は2月中に～	鈴木 利光	金融制度	P. 4
14日	バーゼルⅢ、ボルカー・ルールで増大する金利リスク ～邦銀の国債投資増加により、1%ptの金利上昇で 3兆円の評価損発生との推計も～	金本 悠希	金融制度	P. 13
20日	社会保障・税一体改革大綱（税制概要） ～税制部分のポイント～	吉井 一洋	税制	P. 10
21日	社会保障・税一体改革大綱（社会保障改革） ～政府・与党は、給付抑制のうち何を実施し 何を実施しないのか明示すべき～	是枝 俊悟	税制	P. 10
23日	中小企業の会計に関する基本要領の公表	鳥毛 拓馬	会計	P. 7
24日	外国口座税務コンプライアンス法、欧州は政府で対応 ～欧州主要国と共同声明を公表～	吉井 一洋	税制	P. 2

◇2月の法律・制度に関する主な出来事

日付	主な出来事
1日	◇中小企業の会計に関する検討会、「中小企業の会計に関する基本要領」および「中小企業の会計に関する検討会報告書(中間報告)」を公表。
3日	◇ASBJ、実務対応報告公開草案第38号「改正法人税法及び復興財源確保法に伴い税率が変更された事業年度の翌事業年度以降における四半期財務諸表の税金費用に関する実務上の取扱い(案)」を公表(3月5日までパブコメ募集)。
6日	◇大証、「不適正な適時開示事例集」の改訂版を公表。適時開示すべき事例等を追加。
7日	◇金融庁、バーゼルⅢを踏まえた自己資本比率に関する告示の改正案を公表(3月7日までパブコメ募集)。
8日	◇2011年度第4次補正予算が成立。エコカー補助金の実施などが決定。
9日	◇日証協、「有価証券の引受け等に関する規則」の改正案を公表(2月14日までパブコメ募集)。コミットメント型ライツ・オフリング導入に関する規定整備。 ◇IFRS財団モニタリング・ボードとIFRS財団評議員会、ガバナンス改革と戦略見直しの結論を公表(2月13日に、金融庁が仮訳等を公表)。
10日	◇全国健康保険協会、2012年度の保険料率を決定。保険料率は全国平均で2011年度の9.5%から10.0%に引上げ。介護保険料率は2011年度の1.51%から1.55%に引上げ。
14日	◇国税庁、マンション管理組合が区分所有者以外の者へのマンション駐車場の使用を認めた場合の収益事業の判定について文書回答事例を公表。 ◇日本公認会計士協会、「税効果会計に関するQ&A」を改正。法人税率改定および復興特別法人税導入に関連して税効果会計についての注記の方法等を追加。 ◇日本公認会計士協会、監査・保証実務委員会実務指針第81号「減価償却に関する当面の監査上の取扱い」を改正。定率法償却率改正についての対応。
15日	◇政府、金融商品取引法に関連する政令・内閣府令の改正を公布(施行は4月1日)。ライツ・オフリングに関する制度の整備など細則を定める。 ◇金融庁、「英文開示ガイドライン」を公表(3月15日までパブコメ募集)。 ◇外国会社報告書等作成要領研究会(日証協・東証が共同設置した研究会)、「外国会社報告書等の作成要領(第1版)」を公表。
16日	◇平成23(2011)年分所得税の確定申告が始まる。今回より、年金所得者の申告不要制度が設けられた。 ◇日本公認会計士協会、「「監査・保証実務委員会報告第56号「親子会社間の会計処理の統一に関する当面の監査上の取扱い」の改正について」(公開草案)」を公表(3月8日までパブコメ募集)。 ◇フランス、金融取引税創設を含む政府補正予算案が、下院で可決(上院でも可決されれば成立)。
17日	◇政府、「社会保障・税一体改革大綱」を閣議決定。
21日	◇財務省、個人向け復興応援国債の発行条件等を公表。
22日	◇法制審、パブコメを受けて会社法制の見直しに関する検討を再開。
24日	◇金融庁・農林水産省・経済産業省、「総合的な取引所検討チーム取りまとめ」を公表。
28日	◇厚生労働省、AIJ投資顧問に運用を委託していた厚生年金基金等について公表。
29日	◇「国家公務員の給与の改定及び臨時特例に関する法律」が成立。人事院勧告実施を含め、2012年度・2013年度の2年間、国家公務員給与を平均7.8%減額。 ◇金融庁、企業内容等の開示に関する内閣府令の改正案を公表(3月21日までパブコメ募集)。有価証券報告書等における社外取締役・社外監査役に関する記載の改正。 ◇金融庁、投資一任業者に対する一斉調査を実施。

◇今月のトピック 1

「インサイダー取引規制見直しに向けたWG報告」

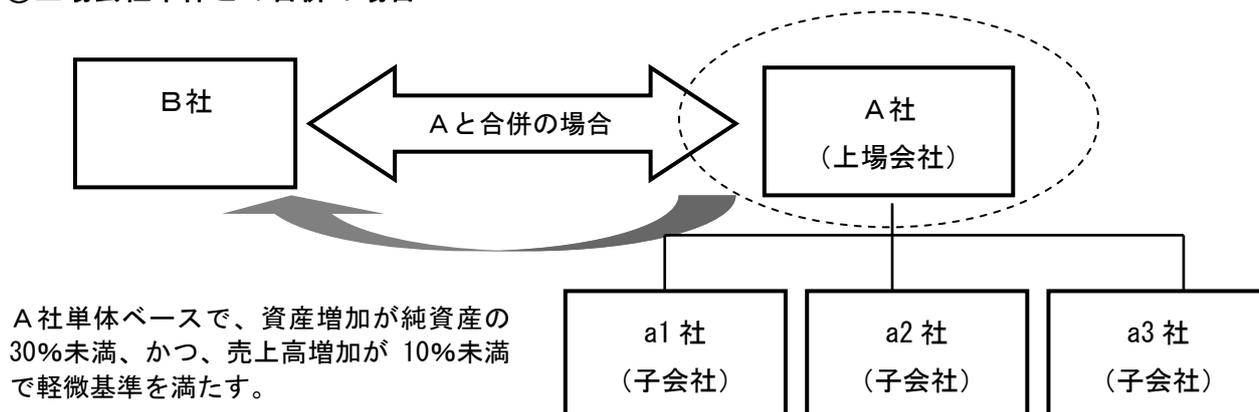
2012年2月9日 横山淳

<http://www.dir.co.jp/souken/research/report/law-research/securities/12020901securities.html>

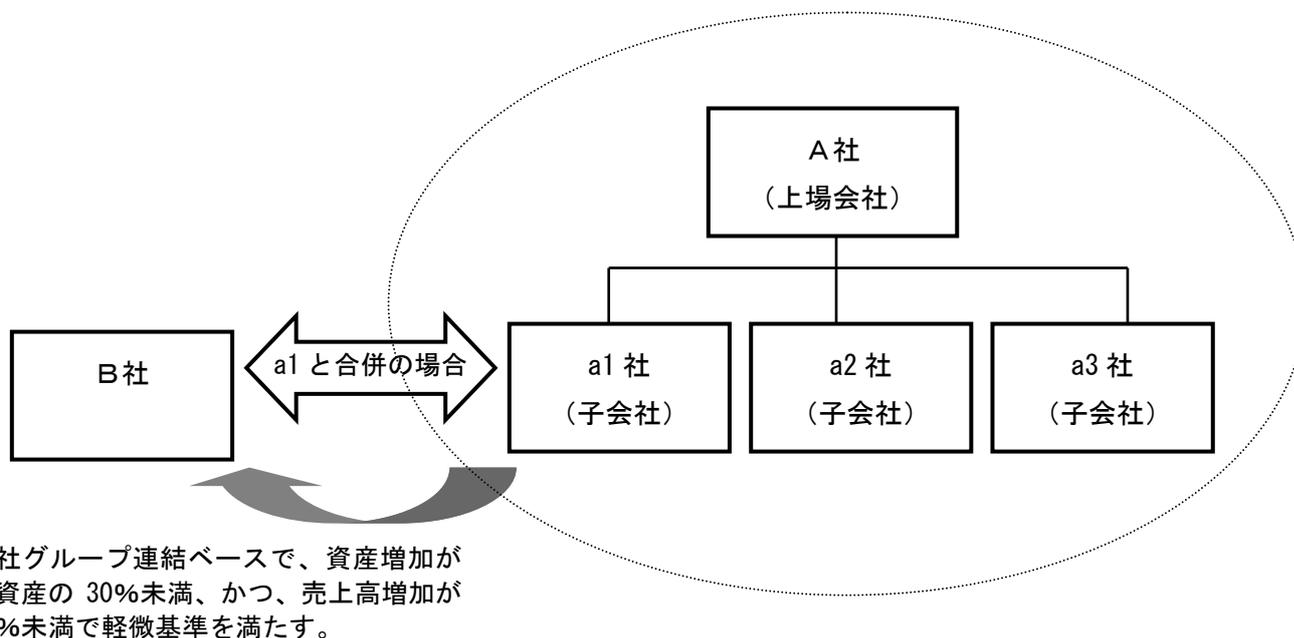
※図表番号は、レポート本文の図表番号に対応している。

図表 1 上場会社本体と子会社との軽微基準の違い

①上場会社本体との合併の場合



②子会社との合併の場合

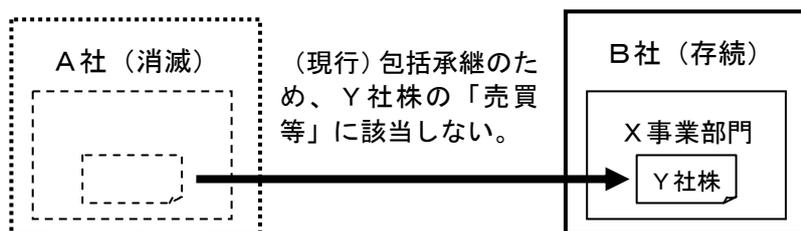


(出所) 大和総研資本市場調査部制度調査課作成

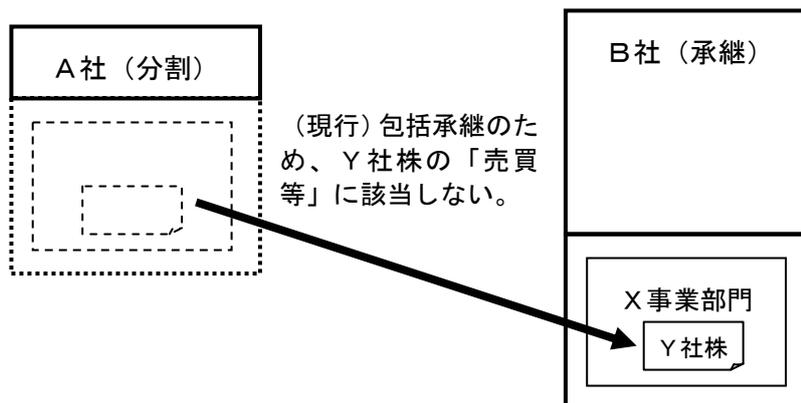
図表 2 組織再編に伴う保有株式の移転



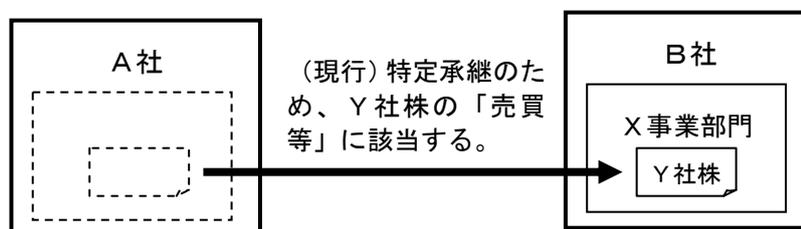
①合併（吸収合併）



②会社分割（吸収分割）

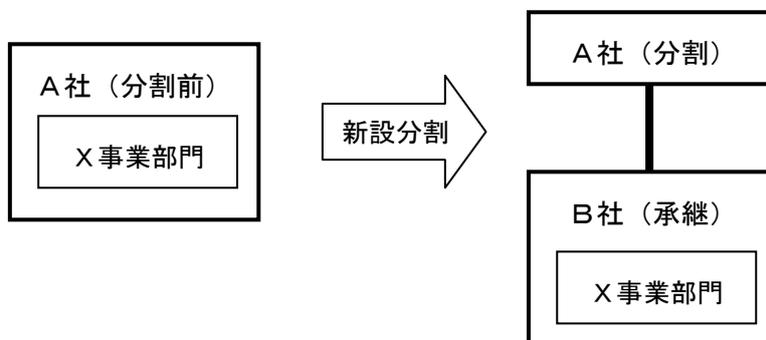


③事業譲渡



(出所) 大和総研資本市場調査部制度調査課作成

図表 3 新設分割のイメージ



(注) 単独の会社分割で、いわゆる「人的分割」に該当しないケースを想定している。

(出所) 大和総研資本市場調査部制度調査課作成

図表 4 現行法令下の会社関係者と公開買付者等関係者の公表措置の違い (注1)

会社関係者	公開買付者等関係者	
	自己株式公開買付けの場合	それ以外の場合
①会社の代表取締役・代表執行役・その委任を受けた者が、重要事実を所定の報道機関2以上に対して公開してから12時間が経過したこと	①会社の代表取締役・代表執行役・その委任を受けた者が、公開買付け等事実を所定の報道機関2以上に対して公開してから12時間が経過したこと	①同左
②取引所の規則で定めるところにより、重要事実を取引所に通知し、その取引所において公衆縦覧に供されること (注2)	②取引所の規則で定めるところにより、公開買付け等事実を取引所に通知し、その取引所において公衆縦覧に供されること (注2)	— (該当する規定なし)
③重要事実に関する事項が記載された有価証券報告書、臨時報告書などが公衆縦覧に供されること	③公開買付け等事実に関する事項が記載された公開買付届出書、公開買付撤回届出書などが公衆縦覧に供されること	②同左

(注1) 特定投資家向け有価証券については考慮していない。

(注2) 実務上は、TDnet を用いて公衆縦覧が行われている (東京証券取引所自主規制法人「こんぶらくんのインサイダー取引規制 Q&A」(2009年) p.8 など)。

(出所) 大和総研資本市場調査部制度調査課作成

◇今月のトピック 2

「バーゼルⅢ、ボルカー・ルールで増大する金利リスク」

2012年2月14日 金本悠希

<http://www.dir.co.jp/souken/research/report/law-research/securities/12021401securities.html>

※図表番号は、レポート本文の図表番号に対応している。

図表 1 バゼルⅡ・バゼルⅢにおける自己資本比率の（実質的な）最低所要水準

	普通株等 Tier1 比率	Tier1 比率	総自己資本
バゼルⅡ	2.0% ^(※1)	4.0%	8.0%
バゼルⅢ ^{(※2)(※3)}	7.0% ^(※4)	8.5%	10.5%

(※1) レポート本文を参照。

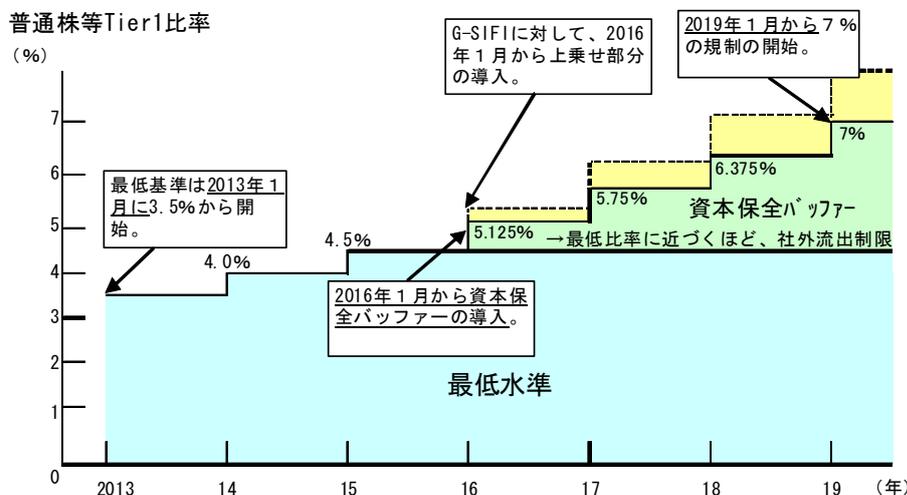
(※2) 最低所要水準+資本保全バッファを実質的な最低所要水準と表記している。なお、「カウンターシクリカル資本バッファ」は加算していない¹⁾。

(※3) 「G-SIFI（グローバルなシステム上重要な金融機関）」に指定された場合、さらに普通株等 Tier1 比率で 1.0%~2.5%の上乗せが求められる。

(※4) 無形固定資産・他の金融機関への出資（ダブルギアリング）・繰延税金資産など（項目によっては一定限度を超える額だけ）を控除した上で、7.0%以上であることが必要。

(出所) 大和総研資本市場調査部制度調査課作成

図表 2 バゼルⅢの段階的实施



(出所) 金融庁/日本銀行「バゼル銀行監督委員会によるバゼルⅢテキストの公表等について」(2011年1月)に、G-SIFIの上乗せ部分を筆者加筆

¹ カウンターシクリカル資本バッファを下回ると配当等の社外流出が制限され、実質的な最低所要水準として求められると考えられる。しかし、その水準は（「普通株等 Tier1 又はその他の完全に損失吸収力のある資本」で）0~2.5%の範囲で各国裁量により設定され、その際、「総与信/GDP 比のトレンドからの乖離」が参照される。我が国では、同比率のトレンドからのマイナス乖離が大きいいため、カウンターシクリカル資本バッファは比較的低い水準に設定されると予想される。

図表3 自己資本比率引き上げの方法と留意点

自己資本比率引き上げの方法		留意点
自己資本(分子)の増加	普通株等Tier1の増加	株式市場が低迷している場合は困難 支払配当を抑制
	普通株式の発行 内部留保の蓄積	
信用リスク・アセット(分母)の減少 ^(※2)	その他Tier1・Tier2資本に該当する証券の発行	2013年1月から、その他Tier1・Tier2資本と認められるための条件 ^(※1) が追加
	資産の売却・入れ替え	

(※1) 銀行の実質的な破綻状態において、元本削減又は普通株式に転換されることを求める契約条項が発行条件に含まれていること²。

(※2) マーケット・リスク、オペレーショナル・リスクの削減によっても分母は減少するが、ここでは割愛した。

(出所) 大和総研資本市場調査部制度調査課作成

図表4 邦銀の国債保有残高の推移

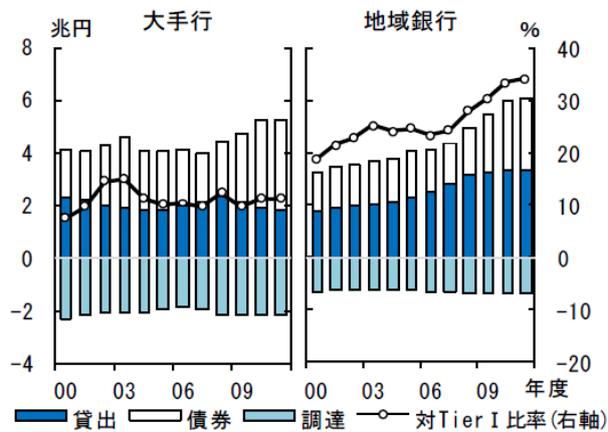


(注) 銀行勘定での保有残高。

(出所) 日本銀行「民間金融機関の資産・負債」

² ただし、各国法制上の破綻処理制度が契約によるアプローチと同等の元本削減等の結果を生じる場合、各国間の相互審査及びディスクロージャーを含む一定の条件の下、自己資本への算入が認められる。

図表5 邦銀の金利リスク量 (100bpv)



(注1) 銀行勘定の100bpv。オフバランス項目は考慮していない。(注2) 直近は100bpvが6月末、Tier1資本が3月末。
 (出所) 日本銀行「金融システムレポート」(2011年10月)

図表6 主体別の残存期間別国債保有残高 (2011年3月期末) (単位:億円)

	1年以内	1年超 5年以内	5年超 10年以内	10年超	合計
3大メガバンク・グループ (連結)	382,652 (37.8%)	513,424 (50.8%)	97,263 (9.6%)	18,070 (1.8%)	1,011,409 (100%)
上場地域銀行(77行)	26,446 (8.4%)	112,824 (35.9%)	159,928 (50.9%)	14,859 (4.7%)	314,057 (100%)

(注) 7年超までしか開示していない場合は、7年超を全て10年以内として計算している。
 (出所) 有価証券報告書を基に大和総研資本市場調査部制度調査課作成

図表 7 有価証券の評価方法

	評価方法	評価損益の計上方法
売買目的有価証券 ^(※1)	時価評価	当期損益として計上
満期保有目的の債券 ^(※2)	原価評価 ^(※3)	原則として、当期損益には影響しない ^(※4)
その他有価証券 ^(※5)	時価評価 ^(※6)	評価損益は、以下のいずれかの方法で処理 ^(※7) ◇全部純資産直入法（原則） 評価益及び評価損の合計額を、損益計算書を経由せずに貸借対照表の純資産の部に計上 ◇部分純資産直入法（継続適用を条件として適用可能） 各銘柄ごとに、評価益は損益計算書を経由せずに貸借対照表の純資産の部に計上し、評価損は当期損失に計上

(※1) 短期間の価格変動により利益を得ることを目的として保有する有価証券で、同一銘柄について相当程度の反復的な売買が行われるもの。

(※2) 償還期限まで保有する積極的な意志と能力に基づいて保有するもの。

(※3) アモチゼーション・アキュムレーション³を適用。減損処理の適用あり。

(※4) アモチゼーション・アキュムレーションによる償却額、減損処理による評価損は、当期損益として計上。

(※5) 売買目的有価証券、満期保有目的の債券、子会社株式および関連会社株式以外の有価証券。

(※6) アモチゼーション・アキュムレーションを適用。減損処理の適用あり。

(※7) （部分純資産直入法により処理した場合の、時価が取得原価を下回る銘柄に係る評価差額、）アモチゼーション・アキュムレーションによる償却額、減損処理による評価損は、当期損益として計上。

(出所) 「金融商品会計に関する実務指針」より大和総研資本市場調査部制度調査課作成

図表 8 メガバンク（3グループ（連結）合計）が保有する各分類の国債（2011年3月期）（単位：億円）

売買目的有価証券	満期保有目的の債券	その他有価証券	合計額
—	59,273 (5.9%)	952,136 (94.1%)	1,011,409 (100%)

(出所) 各社の有価証券報告書より大和総研資本市場調査部制度調査課作成

³ 公社債の期末における原価法の取得価額が額面金額より高い場合（オーバーパーの場合）に、帳簿価額について償還まで相当の減額を行い、これをアモチゼーションと呼ぶ。一方、公社債の取得価額が額面金額より低い場合（アンダーパーの場合）、帳簿価額について償還まで相当の増額を行い、これをアキュムレーションと呼ぶ。

◇レポート要約集

【1日】

「バーゼル 2.5」による銀行の情報開示拡充の概要 ～マーケット・リスク関連、証券化商品関連の情報開示を拡充～

リーマン・ショックを発端とする金融危機を踏まえ、2009年7月にバーゼルⅡ（銀行の自己資本比率規制）についてトレーディング勘定・証券化商品関連のリスクの取り扱いを強化する見直し（「バーゼル 2.5」）がなされたことを受け、金融庁は2011年5月に（自己資本比率の計算方法に関する告示及び）開示関連の告示を改正した。2011年12月31日から適用されている（見直し項目は四半期開示項目に該当しないため、2012年3月末分の開示資料から適用される）。

トレーディング勘定関連では、「バーゼル 2.5」において、「追加的リスク」（デフォルト・リスク、格付遷移リスク）と、幅広い価格変動リスクを捉える「包括的リスク」が新たに定義されたことを受け、これらのリスクを内部モデルで計測している場合には、その概要やそれらのリスクに係る所要自己資本額を開示することが求められている。また、「ストレス VaR」（ストレス期間を前提とする VaR（予想最大損失額））が導入されたことを受け、その値を開示することも求められている。

証券化商品関連では、「バーゼル 2.5」において、再証券化商品が通常の証券化商品とは区別して定義されたことを受け、証券化商品関連の開示項目について再証券化商品の内訳を記載することが求められている。また、従来、トレーディング勘定の証券化商品と銀行勘定の証券化商品は区別せず、まとめて開示することとされていたが、今回の見直しで両者を区別して開示することが求められている。

さらに、証券化商品関連では、「バーゼル 2.5」において、証券化商品に対する外部格付を利用する際に必要な体制整備が強化されたことを受け、その体制及びその運用状況の概況を開示することが求められている。また、銀行が証券化取引を行っている場合に用いている証券化目的導管体（SPE）のリストや、自ら組成した証券化商品を連結外のグループ会社で保有している場合におけるその名称などの開示も求められている。

【6日】

売買単位の集約時期 ～2014年4月に100株と1000株に集約～

2012年1月19日、全国証券取引所は、売買単位を100株と1000株の2種類に集約する時期を、2014年4月1日とすると発表した。

これらと異なる売買単位（＝1単元の株式数）の上場会社は、期日までに必要なコーポレート・アクション（1単元の株式数のくくり直しなど）を実施することが求められることとなる。

なお、全国証券取引所は、最終的には、売買単位を100株に統一することを目指しているが、その時期・方法は、今後の状況を踏まえて、改めて検討することとされている。

<http://www.dir.co.jp/souken/research/report/law-research/securities/12020601securities.html>

【8日】

法律・制度 Monthly Review 2012.1

～法律・制度の新しい動き～

2012年1月の法律・制度に関する主な出来事と、1月に資本市場調査部制度調査課が作成・公表したレポート等を一覧にまとめた。

1月は、政府・与党社会保障改革検討本部が「社会保障・税一体改革素案」を決定したこと（6日）、東証が「売買単位の100株と1000株への移行期限の決定について」を公表したこと（19日）などが話題となった。

資本市場調査部制度調査課では、こうした法律・制度の改正等に関するレポートを逐次作成している。

<http://www.dir.co.jp/souken/research/report/law-research/law-others/12020801law-others.html>

金融庁、バーゼルⅢを踏まえた告示改正案を公表

～国内基準は現行の取扱いを維持する方向で検討中～

2月7日、金融庁はバーゼルⅢを踏まえた自己資本比率に関する告示の改正案を公表した。3月7日までパブリック・コメントに付される。

今回の告示改正案は、海外営業拠点を有する銀行に適用される国際統一基準（自己資本比率 \geq 8%）を対象とするもので、海外営業拠点のない銀行に適用される国内基準（自己資本比率 \geq 4%）の取扱いは「現在検討中」とされている。

また、バーゼルⅢのうち、2013年から段階的に導入される規制を対象としており、資本水準の引き上げ・資本の質の向上・リスク捕捉の強化を対象としている（経過措置あり）。バーゼルⅢのうち、流動性規制、レバレッジ比率、資本バッファは2013年より後に導入予定であり、今回の告示改正案では対象とされていない。

<http://www.dir.co.jp/souken/research/report/law-research/securities/12020801securities.html>

【9日】

インサイダー取引規制見直しに向けたWG報告

～2012年金商法改正関連シリーズ～

2011年12月15日、金融審議会の「インサイダー取引規制に関するワーキング・グループ」は、報告書「企業のグループ化に対応したインサイダー取引規制の見直しについて」を公表した。

報告書は、①純粋持株会社等においては、重要事実に該当しない「軽微基準」は、単体ベースではなく、連結ベースの計数を基準とする、②組織再編による保有株式の承継は、一定の場合を除き、上場株券等の「売買等」としてインサイダー取引規制の対象とする、③発行者以外の者が行う公開買付けについても、TDnetによる開示をインサイダー取引規制上の「公表措置」として容認する、といった内容を盛り込んでいる。

報告書の内容のうち、法律改正が必要とされる箇所については、2012年通常国会に金融商品取引法の改正法案として提出されることが見込まれている。

<http://www.dir.co.jp/souken/research/report/law-research/securities/12020901securities.html>

カバード・ボンド、「ベイルイン」の対象外か？

～規制上の優遇措置からカバード・ボンド市場の更なる発展が見込まれる～

2011年末、英国当局は、カバード・ボンドの規制レジームにマイナーな改訂を加えている（2013年1月1日より施行）。

カバード・ボンドは、金融危機をもってしてもその市場が（比較的）大きな打撃を被らなかったことから、昨今ではその重要性が欧州以外の地域でも議論されるようになってきている。

ECBCの統計によると、2010年末時点におけるカバード・ボンドの発行残高は全世界で2.5兆ユーロを超え、2010年および2011年上半期においてカバード・ボンドの発行は欧州銀行の資金調達額の38%を占めるに至っている。

英国は、2010 年末時点において、カバード・ボンドの発行残高が、ドイツ、スペイン、デンマーク、フランスに次いで 5 番目に大きく、メイン市場の一角を占めているといえる。

規制レジームの改訂の目的は、カバード・ボンド市場の透明性を強化し、EU 市場における比較可能性を向上させることである。具体的には、証券化商品のカバー・アセットへの組み入れを禁止し、超過担保（OC）の最低保有水準を導入し、ローン・レベル・データの四半期開示を義務付けることとしている。

こうした英国当局の動きは、2015 年に導入されるバーゼルⅢの流動性規制（流動性カバレッジ比率）や、現在議論されている金融機関の破綻処理枠組みにおけるカバード・ボンドの優遇措置を睨んだものとも考えられる。

バーゼルⅢは、流動性規制カバレッジ比率の算定において、一定の要件を満たすカバード・ボンドを適格流動資産に組み入れることを認めている。

また、EU や英国では、金融機関の破綻時における「ベイルイン」（債権者の損失負担）の対象から、カバード・ボンドを除外する方向で検討が進められている。

こうした規制動向から、金融機関にとって、安定的な資金調達手段としてのカバード・ボンドの重要性が、今後よりいっそう増していくものと考えられている。

<http://www.dir.co.jp/souken/research/report/law-research/securities/12020902securities.html>

【13 日】

欧州資本不足銀行、資産圧縮は 23%のみ？

～資本不足解消計画の集計結果公表（EBA）：計画の実現可能性の審査は 2 月中に～

2012 年 2 月 9 日、欧州銀行監督機構（EBA）は、欧州の資本不足銀行が提出した資本不足解消のためのアクション・プランの集計結果を公表している。

資本不足銀行のアクション・プランは、EBA が 2011 年 12 月 8 日に公表した、欧州銀行の資本増強に関する正式なレコメンデーション（EBA レコメンデーション）により、2012 年 1 月 20 日までに提出が求められていた。

EBA の集計結果によると、アクション・プランは、それがすべて実現した場合、当初の資本不足額（約 780 億ユーロ）を 26%上回る資本増強が可能であるという結果が出ている。

提出されたアクション・プランのメソッドの内訳を見ると、全体の 77%（当初資本不足額の 96%）が自己資本の増加、23%がリスク・アセット（RWA）の圧縮となっている。

提出されたアクション・プランは、2 月中を通じて、規制管轄当局と EBA によってレビューされる。アクション・プランを提出した資本不足銀行は、3 月上旬に、規制管轄当局からのガイダンスを受領する見込みとされている。

そのため、アクション・プランは、修正や追加を迫られる可能性があり、今回の集計結果は現時点では暫定のものということになる。EBA は、信頼性や合理性の検証が必要となるメソッドの具体例として、内部留保計画（2012 年上半期分）、RWA 計測手法の変更、資産売却を挙げている。

RWA 圧縮が全体の 23%に過ぎなかった点は、驚きをもたらすものであったといえよう。とはいえ、この結果は、単に（全体の 7%にとどまった）資産売却が思ったように進まなかっただけと見ることも可能である。

また、EBA レコメンデーションが RWA 計測手法の変更による RWA 圧縮は原則として認めないとしていたにもかかわらず、このメソッドの提出が全体の 9%を占めたという事実からは、RWA 圧縮へのニーズが痛切なものであることが伝わってこよう。

<http://www.dir.co.jp/souken/research/report/law-research/financial/12021301financial.html>

【14日】

バーゼルⅢ、ボルカー・ルールで増大する金利リスク

～邦銀の国債投資増加により、1%ptの金利上昇で3兆円の評価損発生との推計も～

2013年から適用されるバーゼルⅢでは、自己資本の質・水準が大幅に引き上げられるため、銀行によってはROE（自己資本利益率）が低下すると予想される。これに対して、銀行が拡大すると予想されるビジネスの一つが国債投資である。国債は、バーゼル規制上、自国通貨建ての自国国債は標準的手法ではリスク・ウェイトが0とされており、また、流動性カバレッジ比率規制（2015年から導入予定）によっても保有が促進される。

バーゼルⅢの内容が固まる以前から、邦銀は国債投資を増加させており、2011年12月時点で約163兆円の国債を保有している。その結果、金利が上昇した際に損失を被るリスクである「金利リスク」が蓄積されている。

このような状況において、米国のボルカー・ルールによって、米銀等の日本国債の売買が禁止される可能性が生じ、金利リスクの顕在化のきっかけとなる懸念が生じている。わが国当局は米国当局に日本国債をボルカー・ルールの例外とするよう要請しているが、予断を許さない状況である。邦銀にとって、金利リスクの管理が益々重要となっている。

<http://www.dir.co.jp/souken/research/report/law-research/securities/12021401securities.html>

【20日】

社会保障・税一体改革大綱（税制概要）

～税制部分のポイント～

2012年2月17日、政府は「社会保障・税一体改革大綱」を閣議決定した。内容は、1月6日に政府・与党社会保障改革本部が決定した「社会保障・税一体改革素案」とほぼ同じものである。

大綱では、年金、医療、介護などの社会保障制度を持続可能なものとするため、給付は高齢者、負担は現役世代という現在の制度を見直し、子ども・子育て支援などを中心に、未来への投資という性格を強め、全世代対応型の制度としていく方向性を示している。

さらに、社会保障の安定財源確保のため、消費税率を2014年4月から8%、2015年10月から10%に引き上げることとしている。消費税の逆進性緩和のためには、給付付き税額控除制度の導入などを行うこととしている。

格差の是正、所得や資産の再分配機能回復の観点から、所得税の最高税率を45%に引き上げる、上場株式等の10%税率を廃止し金融所得課税一体化を推進する、2011年度改正や2012年度大綱で先送りされた相続税の課税強化・贈与税の軽減措置を実施する、などとしている。

その他、高齢者・年金に対する課税の見直し、法人課税の見直し・地方法人課税の見直しなども検討課題として挙げられている。

以下では、社会保障・税一体改革大綱の税制の部分についてとりまとめる。

<http://www.dir.co.jp/souken/research/report/law-research/tax/12022001tax.html>

【21日】

社会保障・税一体改革大綱（社会保障改革）

～政府・与党は、給付抑制のうち何を実施し何を実施しないのか明示すべき～

政府は2012年2月17日に「社会保障・税一体改革大綱」（以下、大綱）を閣議決定した。大綱の内容は、2012年1月6日に政府・与党社会保障改革検討本部が決定し同日に閣議報告した「社会保障・税一体改革素案」（以下、素案）とほぼ同じ内容である。

大綱に明記はないが、「社会保障の充実」として社会保障・税一体改革で新規に行う施策に充てる財源のネット所要額の総額は、2.7兆円程度（消費税率1%分）とされているものと考えられる。

しかし、大綱に記載された社会保障改革の各項目の所要額を積み上げて計算してみると、「給付抑制」のうち現時点で実現可能性が薄いと考えられる3項目を除外したとしても、ネット所要額は合計で1兆9,050億円となる。総額の2兆7,000億円程度という金額は、各項目の積み上げよりも、7,950億円、所要額が水増しして計算されていることになる。すなわち、「給付抑制」をほとんど行わなかったとしても（もしくは追加の「給付拡大」を行ったとしても）ネット所要額が2兆7,000億円に収まる計算になっているものと言える。

政府・与党は、大綱に記載した給付抑制項目のうち、何を実施して何を実施しないのか、より明確化すべきである。その上で、社会保障改革に必要なネット所要額を明示し、国民的な議論の土台とすべきであろう。

<http://www.dir.co.jp/souken/research/report/law-research/tax/12022101tax.html>

【23日】

中小企業の会計に関する基本要領の公表

2012年2月1日、日本商工会議所や全国中小企業団体中央会などの中小企業関係者等が主体となり、中小企業庁及び金融庁を共同事務局とする「中小企業の会計に関する検討会」において、「中小企業の会計に関する基本要領」（以下、基本要領）が取りまとめられ、公表された。あわせて、基本要領を作成するに至った経緯、今後の検討課題について言及した「中小企業の会計に関する検討会報告書(中間報告)」も公表された。

基本要領は、中小企業が参照するための会計処理や注記等を示すものであり、会社法上の計算書類等を作成する際の作業負担を最小限にとどめ、経営者が経営状況を把握しやすいものとするのが目的とされている。

基本要領の対象となる会社は、株式会社のうち、金融商品取引法の規制の適用対象会社以外の会社と、会社法上の会計監査人設置会社以外の会社が想定されている。

【24日】

外国口座税務コンプライアンス法、欧州は政府で対応

～欧州主要国と共同声明を公表～

2012年2月8日、米国のIRS（内国歳入庁）は、FATCA（米国の外国口座税務コンプライアンス法）の規則案を公表した。それと共に、同日、フランス、ドイツ、イタリア、スペイン、英国（以下「パートナー国」という）の政府との共同声明を公表している。

共同声明では、これらパートナー国の金融機関等に対して、同制度に関連する源泉徴収やIRS（米国の内国歳入庁）への直接の報告を免除する代わりに、米国人等口座の情報を所在するパートナー国に報告することを求めている。パートナー国政府は、FFIから報告された情報を、自動的に、米国に報告することになる。

わが国でも、政府の積極的な対応が望まれるところである。

◇2月の新聞・雑誌記事等

掲載誌名・日付	タイトル等	担当者
産経新聞 11面 (2012年2月3日付)	東証のシステム障害に関する記事にコメント引用	横山 淳
日経新聞 朝刊 3面 (2012年2月5日付)	消費税および税・社会保障全体の 負担増の試算を掲載	是枝 俊悟
日経ヴェリタス 49面 (2012年2月5日付)	バーゼル規制に関するコメント掲載	金本 悠希
毎日新聞 朝刊 4面 (2012年2月8日付)	税・社会保障全体の負担増の試算を掲載	是枝 俊悟
北海道新聞 4面 (2012年2月18日付)	税・社会保障全体の負担増の試算を掲載	是枝 俊悟
Financial Adviser (2012年3月号、 2012年2月20日発売)	FPのための会計・税務 ZOOM UP! Vol.12 「社会保障と税の一体改革素案」	鳥毛 拓馬
読売新聞 朝刊 1面 (2012年2月24日付)	消費税増税の負担増の試算を掲載	是枝 俊悟
日経ヴェリタス 55面 (2012年2月26日付)	家計の税・社会保障の負担増の試算を掲載	是枝 俊悟

◇2月の大和総研ウェブサイトコラム

日付	タイトル	執筆者
2月1日	バーゼルⅢ、ボルカー・ルールにより金融機関の金利リスク増大の 懸念 http://www.dir.co.jp/publicity/column/120201.html	金本 悠希
2月6日	ご存知ですか？番号制度 http://www.dir.co.jp/publicity/column/120206.html	鳥毛 拓馬
2月16日	期待される FATCA(米国の外国口座税務コンプライアンス法)への 政府対応 http://www.dir.co.jp/publicity/column/120216.html	吉井 一洋